

1. 都市計画マスタープランについて

1.1 都市計画マスタープランの背景と目的

平成 14 年 3 月、安芸市都市計画マスタープランが策定されました。

これまでの安芸市都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後となる令和 2 年を目標年次としており、安芸市の将来の姿を展望し、都市計画の基本的方向を定め、市街地の規模、都市施設及び市街地の形成などの具体の整備について目標を示しています。

こうした中、安芸市では、人口減少、高齢化、都市部への人口流出等の社会情勢の変化が県内他市に比べて著しく、都市計画区域における都市構造も変化の兆しがみられるようになりました。

また、平成 24 年 12 月には、県から詳細な津波浸水予測等の結果が公表されました。これによると、最大クラスの地震が発生した場合、市全域が震度 6 弱から 7 という非常に強い揺れに見舞われるほか、沿岸部には、最大 16m の津波が到達すると想定されており、これまで以上のスピード感を持って、津波対策に取り組むことが求められます。

このような背景を受け、都市計画を取り巻く環境の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、新しい安芸市都市計画マスタープランを策定します。

1.2 計画の基本的事項

1.2.1 目標年次

安芸市都市計画マスタープランは「都市計画の目標」として、おおむね 20 年後（令和 22 年／2040 年）の都市の姿を展望しつつ、10 年程度（令和 12 年／2030 年）の期間の目標を定めます。

1.2.2 対象範囲

安芸市都市計画マスタープランの対象範囲は、市域全体の 31,721ha とします。

このうち、都市計画区域は 524ha であり、中心市街地が立地します。都市計画区域外は 31,197ha であり、東川地域や畑山・栃ノ木・尾川地域など、集落との交流や環境面での連携が必要な地域を含みます。



図 1-1 計画の対象範囲

1.3 都市計画法における位置づけと役割

1.3.1 都市計画マスタープランの位置づけ

安芸市都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2）は、安芸市総合計画および高知県の定める東部圏域都市計画区域マスタープラン（都市計画法第 6 条の 2）に即して策定する必要があります。

都市計画法における安芸市都市計画マスタープランの位置づけ及び策定にあたっての安芸市関連計画との関係は以下のようになります。

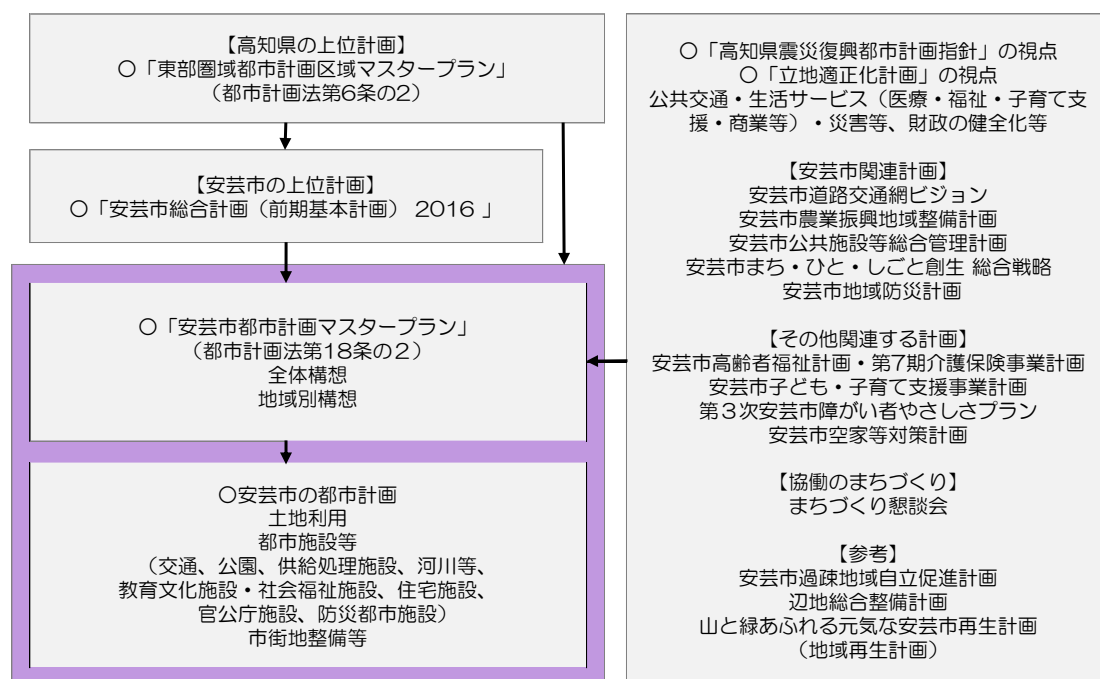


図 1-2 安芸市都市計画マスタープランの位置づけ

1.3.2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、住民の意見を反映し、安芸市の定める都市計画の方針を定めるものです。

- 【1】まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像を示します。
- 【2】地域別の整備課題に応じた整備方針、及び生活像、都市交通、自然的環境等に関する土地利用、各種施設の整備の目標等を示します。
- 【3】安芸市における将来の土地利用や施設を規定するものであり、今後の各種事業の体系的な基本指針と位置づけられます。